

四日市市告示第127号

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第407号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成30年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)